

## 第13回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和7年7月25日(金)午後3時15分～午後3時45分

2 開催場所 南島原市役所 有家庁舎3階第1・第2会議室

3 出席委員  
(農業委員)

1番	相良栄一郎	2番	馬場正国	3番	中川繁憲	4番	楠田耕三
5番	寺田俊秀	6番	宮崎陽一	7番	神崎好史	8番	植木健太郎
9番	石橋浩昭	10番	山崎伸吾	11番	寺田健蔵	12番	山下勝也
13番	濱本康弘	15番	内田一郎	16番	伊崎美代子	17番	水田 勇

会長 太田香代子

(農地利用最適化推進委員)

19番	増田孝徳	20番	入江泰子	21番	中野裕二	23番	松尾和昭
24番	山口俊一	25番	田中芳邦	26番	吉岡長久	27番	林田浩也
29番	岡田裕弥	30番	原田久也	32番	三宅東英	33番	飛永敏博
34番	本多 力	36番	田中八郎	37番	田中昭博	39番	山本敏晴
40番	宮崎 努	41番	本田勝彦	42番	柴内成世	43番	金井圭司
44番	石橋正浩	46番	本多信之介	47番	木下勝徳	48番	太田保則

4 欠席委員  
(農業委員)

14番 浅田修弘 18番 金子初夫

(農地利用最適化推進委員)

22番 末吉秀明 28番 本多正敬 31番 本多晋介 35番 中山秀樹  
38番 荒木健一 45番 兼俵朝樹

5 議事録署名委員 7番 神崎好史 8番 植木健太郎

6 事務局出席者 小淵 忍 山本忠介 山口朋子 円口智仁 菅 三郎 末永 透

[ 日 程 ]

議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第54号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について

そ の 他

- ・農地法第18条第6項の規定による通知について
- ・使用貸借を解約した旨の通知について
- ・非農地証明書交付願について

事務局（〇〇） それでは、定刻を過ぎましたけれども、ただいまから第13回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、14番浅田委員、18番金子委員、22番末吉委員、28番本多委員、31番本多委員、35番中山委員、38番荒木委員、45番兼俵委員のほうから欠席の連絡があります。農業委員2名、推進委員6名の方から欠席の届出があっております。出席の農業委員の数は17名で、過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長 皆様、改めまして、こんにちは。

本日は、第13回の南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中、また暑い中にご出席いただき、誠にありがとうございます。

最近の気象状態といえば、北海道北見市で39度を記録するなど、全国的に異様な暑さとなっております。南島原市でも連日、熱中症警戒アラートが発表されるなど、農業者にとって大変厳しい労働環境となっており、皆様におかれましても十分な対策を講じていただき、命を一番に考え、とにかく安全第一でお願いいたします。

先般、近畿ブロック年金推進大会において、事例発表で、南島原市農業委員会の取組などをアピールしてまいりました。推進大会では、受け身の研修会と違い、実践型のパネルディスカッションなどもあり、参加者の中からランダムに選んで勧誘側と勧誘される側と役をそこで決めての実践が新鮮で、こういう研修会もいいなと思って帰ってまいりました。

本日の総会では、利用状況調査（農地パトロール）の実施について、担当者から説明をいたしますが、先ほど申し上げましたとおり、厳しい暑さの中での業務となりますので、十分な暑さ対策を取っていただき、体調管理には注意されて進めていただきたいと思います。なお、今後のスケジュールにも影響しますので、期限内の提出をよろしくお願いいたします。

事務局長から、農業委員19名中、出席委員は現在17名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に7番神崎委員、8番植木委員を指名いたします。

ただいまから議案の審議に入ります。

### **議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。**

事務局の説明を求めます。

事務局（〇〇） 議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について説明をいたします。

2ページをお願いいたします。

今月は、売買2件、1,249平米、贈与が1件、953平米です。

内容を申し上げます。

（議案第52号 番号1～3を朗読）

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者及び第6号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全て許可基準を満たしているものと思われま。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法第3条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさい

ということになっております。

1番、2番の案件は有家の案件ですが、有家の委員さんいかがでしょうか。

(「1番に関しては異議ありません」との声)

議長 あら、2番は違うよね。

(「2番は布津町ですね」との声)

議長 布津町ね。

(「はい、問題ありません」との声)

議長 すみません。

(「土地のほうか」との声)

議長 ああ、土地のほうか有家町ですね。

(「問題ありません」との声)

議長 有家の委員さんもよろしいでしょうか。

(「はい」との声)

議長 次に、3番の案件は加津佐の案件ですが、加津佐の委員さんいかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 意見がないようですので、申請どおり許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって申請どおり許可することに決定いたします。

それでは、**議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について**を議題といたします。

番号1について事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

3ページをお願いします。

番号1、有家町の〇〇さんから深江町の〇〇さんへ、深江町〇〇番〇、地目が畑、地積は533平米です。転用の目的につきましては、〇〇園の駐車場及び直売所用地です。申請地を譲り受けて、〇〇園駐車場及び直売所として利用したいということでございます。権利の内容につきましては売買、時期につきましては許可あり次第、期間は永久となっております。

本案件の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当いたしますので、第1種農地と思われませんが、農業用施設、農畜産物処理加工施設及び農畜産物販売施設への転用であることから、例外規定に該当すると思われま

す。駐車場及び直売所の用地が533平米となっております。直売所につきましてはプレハブ建て1棟になりますが、10.62平米となっております。現状のまま整地を行い、周囲には既存の石積みやコンクリート擁壁が既に設置してあります。また、駐車場スペースにつきましては、転圧を行い固めるということでございます。直売所の周囲につきましては、碎石舗装を行います。入り口につきましては、コンクリート舗装をして、土砂がすぐ隣接の、特に国道に出ないようにということでされます。よって、土砂の流出の心配はないと思われま

す。雨水につきましては、国道側に土地を傾斜させて、新設する浸透式の側溝に流れるようにいたします。基本、敷地内で浸透させますが、大雨が降ったときには、浸透が間に合わない場合が考えられます。それに備えて、集水桝を経由して、最終的には国道の側溝に放流予定となっております。なお、放流先につきましては、市道のほうにつきましては市管理課、また国道のほうにつきましては長崎河川国道

事務所小浜維持出張所の管理課との協議が済んでおります。なお、汚水・雑排水につきましては、仮設のトイレを作っていますので、くみ取り式ということになっております。なお、資金につきましては、借入金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。7月23日、午前10時半ぐらいですか、申請人のお父さんの立会いの下、〇〇委員、〇〇推進委員、職員3人で、計6名で調査を行いました。場所は、広域農道からやったら、〇〇の信号がある交差点を国道〇〇号まで上っていただいたら、ちょうど真向かいに見える、言うなら国道〇〇号の道沿いですね。周りは〇〇土地改良区の畑ができておりまして、〇〇園もその駐車場の予定地の上のほうに〇〇園があります。駐車場も直売所と従業員用の車の駐車に主に使うということでした。入り口がコンクリートで舗装しますので、コンクリートの部分は、雨水に関しては、国道の道路側溝のほうに出ますけれども、土砂については、流れ込みはないと思います。また、大雨のときは、一応西側のほうに溜桝があって、そこから国道の道路側溝に流すということでしたので、雨水に関しては問題はないし、汚水に関しても簡易トイレでくみ取り式だそうですので、問題はないかと思えます。また、直売所の高さも、高いところで3m余りで、裏の畑も申請人が耕作をされているということで、日照に関しては、問題はないかと見てきました。皆様の審議をよろしくをお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からのご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員の説明のとおり、問題ないかと思えます。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ほかの皆さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号2について事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) まず、説明する前にですが、今日マイクがありませんので、発表される方につきましては、今、〇〇さんが持っていますけれども、ボイスレコーダーを持って回りますので、それが来てからしゃべり始めていただければと思います。すみませんけれども、お願いいたします。

それでは、番号2について説明します。

4ページをお願いします。

番号2、福岡県の〇〇さんから西有家町の〇〇さんへ、西有家町〇〇番、地目が畑、面積が490平米です。転用の目的につきましては、進入路・自家用駐車場及びプレハブコンテナの設置用地ということになっております。申請地を譲り受けて、進入路・自家用駐車場とプレハブコンテナの設置用地として利用したいということでございます。権利の内容につきましては売買、時期につきましては許可あり次第、期間は永久年となっております。

本案件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当いたしますので、第2種農地と思われれます。

対象の用地が490平米となっております。転用者につきましては、〇〇業を現在されており

まして、その業務用の資材の保管場所としてプレハブコンテナ1棟、8平米のものになりますが、設置される予定です。あと自家用車の駐車スペース5台分を確保します。こちらにつきましては、今現在、西隣のほうに自宅があるんですけども、そちらのほうにつきましては、〇〇の工場との行き来をするときに、車両の行き来があると。そのときちょっと子供さん等がいらっしゃってちょっと非常に危ないということで、自家用車をまず駐車場に移して、業者の車両を入れやすいようにしたいということがもう一つと、大型の車両がなかなかそこを上るのが、結構、急坂になっています。ですので、そちらのほうに難しいということですので、別の入り口ということで、今回の申請ということになっております。大型の出入りができるようなスペースを設けて、そして荷物を載せて積卸しをするためのフォークリフトでの作業スペースを確保いたします。現状のまま整地を行って、既存のコンクリート擁壁、石積みがあり、砂利舗装する予定です。土砂の流出については、問題ないかと思われまます。また、転落防止のため、特に西側につきましては、図面にもありますけれども、120平米ほどのり面になっております。ここ結構急な坂になっていまして、このままですと滑落してしまう可能性があるため、車止めの間知用ブロックを設置いたします。雨水につきましては、西側と南側に新設する排水溝と溜柵を経由して、既存の排水管に接続して放流予定となっております。汚水・雑排水につきましては、発生いたしません。資金につきましては、自己資金により賄われます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 7月23日午前9時30分頃から、〇〇委員、〇〇委員、事務局3名で見てまいりました。場所は、〇〇小学校から北へ500mぐらいのところから左にちょっと10mぐらい〇〇のほうに行ったところにあります。今、事務局からあったように、進入路と駐車場、またプレハブコンテナを置いて資材置場というふうなことで、舗装はもう砂利でされるということです。雨水も排水溝等を設置して、今、その辺の倉庫がありますけれども、そこに排水溝がありますけれども、それに接続して、川のほうに自然流下されるというようなことでした。あとはもう、のり面については、今、事務局からもありましたけれども、ブロックを敷かれるということです。多分、問題ないと思って見てまいりました。審議のほどよろしく申し上げます。

議長 現地調査員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。〇〇委員の報告どおり何ら問題ないと思います。どうぞよろしく申し上げます。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

**議案第54号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について**を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局(〇〇) 議案第54号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について説明をさせていただきます。

5ページから8ページをお願いいたします。

今月の案件ですが、新規が賃貸借権 8 件、2 万 1, 9 9 8 平米、使用貸借権 9 件、3 万 3, 4 9 7 平米、再設定が賃貸借権 5 件、7, 9 9 8 平米、使用貸借権 1 件、1, 0 1 3 平米、合計 2 3 件、6 万 4, 5 0 6 平米です。なお、個別の案件については朗読を割愛させていただきます。

以上の案件につきましては、地域計画の区域内の農用地等の地域計画に基づき目標地図に位置づけられた農業を担う者に貸し付けること、または農業を担う者以外の者に貸し付ける計画が含まれている場合、事業規程の基準のア、イ、ウのいずれかを満たしていること及び地域計画の区域外の農用地等の農業委員会が農地中間管理機構に当該計画について定めるべきことを要請していくことの条件のア、イ、ウ、エのいずれかを満たしていることのいずれかを満たしており、地域計画の達成に資することが認められると思われま

以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、長崎県農業振興公社への賃借の要請をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、賃貸借の要請を行います。

9 ページは、**農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

1 0 ページは、**使用貸借を解約した旨の通知**でありますので、ご覧ください。

**非農地証明交付願**についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 (〇〇) それでは、非農地証明書交付願について説明いたします。

1 1 ページをお願いします。

番号 1、長崎市の〇〇さん、土地が有家町〇〇番〇、地目が畑で、現況が宅地です。面積が 1 3 3 平米、転用の目的は宅地です。

昭和 4 2 年月日不詳に、亡き祖父が〇〇を建設して、〇〇業を営んでいらっしゃいましたが、平成 2 3 年にその〇〇を取り壊して自宅兼倉庫を建設し、現在、宅地として利用されております。

先ほども言いましたけれども、昭和 4 2 年に、既に故人である願出人の祖父が〇〇業をされておったときに〇〇を建築されて、そして利用されておりました。その後、平成 2 3 年に〇〇を取り壊して自宅兼倉庫を建てておられると。現在も、宅地とその倉庫はそのまま残っておりまして、利用されております。

南島原市農業委員会非農地証明書交付基準の第 2 条 (3) の「過去において農地転用許可不要案件で処理できた土地であって、現況及び引き続き非農地である土地」であるため、証明基準を満たしているものと思われま

なお、①といたしまして、設置された当時に農業経営をしていたことが確認できる書類といたしまして、地元自治会長さんと近所の方、お隣の方ですけれども、の 2 名の方から証明をいただいております。また、農業用施設、〇〇があったことの確認できる書類といたしまして、取り壊される前の豚舎の写真を添付していただいておりますので、お知らせしておきます。

以上、説明は終わります。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。これも7月23日午前9時55分頃から、〇〇委員、〇〇委員、事務局3名で見てまいりました。場所は、農免道路なんですけれども、〇〇小学校からとにかく3kmぐらい山にというか、北に上ってもらうと、農免があります。その農免に〇〇商店とスタンドがありますけれども、そこを右に、〇〇のほうに50mぐらい行ったところが場所になります。今、事務局からあったように、〇〇とかがあって、それを取り壊して住宅を造ってというふうなことなんですけれども、ちょうど角、もう本当に家のほうも少しだけ宅地になっているところと、コンクリートのところが宅地になっているということですけれども、取りあえず今、話あったように、もう今じゃどうしようもないかなというふうなところで見てまいりました。雨水のほうは、敷地内の東側に側溝がありますので、その側溝から道路の側溝のほうに自然に流れるようにされてありますので、雨水等は問題ないと思います。皆さんのご審議をお願いします。

議長 現地調査員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番、〇〇です。今、〇〇委員が言われたとおり、雨水のほうも側溝のほうに流れるということで、何ら問題ないかなと見てまいりました。審議のほどよろしくをお願いします。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、非農地証明書を交付することに決定いたします。以上をもちまして議事を終了いたします。